

平成27年第7回教育委員会 定例会議事録

平成27年7月9日

東久留米市教育委員会

平成27年第7回教育委員会定例会

平成27年7月9日午前10時00分開会

市役所6階 602会議室

議題 (1) 諸報告

- ①平成27年度第2回市議会定例会について
- ②道徳の学習指導要領の改正について
- ③教科書の発行者の宣伝行為等の調査について
- ④「新教育委員会制度への移行（総合教育会議、大綱、新教育長）に関する調査」の結果について
- ⑤その他

出席者（4人）

教 育 長	直 原 裕
委 員	細 川 雅 代
委 員	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ

欠席委員

委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
-------------------	---------

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 7人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 直原教育長 これより平成27年第7回教育委員会定例会を開催します。尾関委員から欠席の連絡が入っていますが、定足数を満たしていますので会議は成立しています。
-

◎細川委員挨拶

- 直原教育長 矢部委員が6月30日をもって辞任され、後任には先の第2回市議会定例会において同意議決の上、市長から、細川雅代委員が任命されました。ここで細川委員に一言ご挨拶をお願いします。
- 細川委員 細川雅代と申します。平成27年7月1日から平成30年9月30日までの3年3カ月の任期で教育委員という大役を任命され、先日委任状をいただきました。わが家にも小学6年生の子どもがいます。子どもたちがより良い学校生活を送れるよう、保護者の方々の意見などもお伝えしていくために「保護者枠」で任命していただいたと思います。どうぞよろしくお願いします。
- 直原教育長 ありがとうございます。細川委員にはそちらの席に今後お座りいただきますので、よろしくお願いします。それでは、会議に入ります。
-

◎会議録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の会議録の署名は松本委員をお願いします。
- 松本委員 はい。
-

◎議案の追加と会議の進め方

- 直原教育長 本日は議案の追加がありますので、会議の進め方と併せて事務局から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第56号 東久留米市立学校職員の服務について」を追加します。なお、議案第56号は職員個人に関するものですので、会議終了後、資料は回収させていただきます。また、進め方ですが、先に諸報告を行い、続いて非公開で人事案件の議案第55号及び議案第56号の審議に入りたいと思います。なお、議案第56号については教育部長、指導室長、学務課長以外の職員は退席させていただきます。
- 直原教育長 人事案件を追加することと、進め方については先に諸報告を行い、続いて非公開で人事案件の議案審議を行いたいとのことですがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程により進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。
- 鳥越係長 いらっしゃいます。
- 直原教育長 それではお入りいただきます。

(傍聴者入室)

◎会議録の承認

○直原教育長 平成27年6月1日に開催した第6回定例会の会議録をご確認いただきました。特に修正のご連絡はありませんでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、会議録は承認されました。

◎諸報告

○直原教育長 諸報告に入ります。「①平成27年第2回市議会定例会について」から、順次報告をお願いします。

○師岡教育部長 資料は「平成27年第2回市議会定例会会議結果」と「平成27年第2回定例会一般質問答弁概要」の2点を用意しています。平成27年第2回市議会定例会は、6月9日から6月29日までの21日間の会期で開催されました。

「平成27年第2回市議会定例会会議結果」をご覧ください。議案の審議結果は全て同意または原案可決です。教育委員会に関する内容を中心にご説明します。「議案第42号 東久留米市教育委員会委員の任命について」は、矢部委員の辞職に伴い、新たに委員を任命する必要があることから、細川雅代委員が同意されています。「議案第48号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例」は、市が借り上げている下里ゲートボール場について地権者から返還の申し出があったため賃貸借契約を解除し、本年7月1日付で下里ゲートボール場を廃止するものです。「議案第50号 平成27年度東久留米市一般会計補正予算(第1号)」の中で教育部に関するものですが、指導室にかかわるものは子供土曜塾の謝金、言語能力向上拠点校やオリンピック・パラリンピック教育推進校の対象校の増減に伴う必要経費の補正があります。生涯学習課に関するものは下里ゲートボール場の廃止に伴う賃借料の減額と、ゲートボール場を原状復帰させるための工事請負費の増額です。全て原案可決されています。さらに、最終日に、議員提出議案が追加されています。「議員提出議案第3号 東久留米市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例」は、本市の厳しい財政状況や市民の暮らしも好転しているとは言えない状況があるため、平成27年7月1日から平成31年4月30日まで、議員報酬月額から100分の5を減じること。また、期末手当は100分の300を100分の250とする内容です。「議員提出議案第4号 東久留米市議会会議規則の一部を改正する規則」は男女共同参画の状況に鑑み、会議への欠席に関する規定の一部を改正するもので、「議員は出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」という1項目が加えられました。いずれも即決で原案可決されています。

続いて、一般質問の答弁内容をご覧ください。一般質問は6月11日から16日までの4日間行われました。議長を除く21人の議員から質問が出され、教育委員会関連では14人の議員から質問がありました。主な内容ですが、市長が策定され大綱について、来年度から設置される特別支援教室について、上の原地区整備計画に伴う東中学校の教育環境などに関連して、多岐にわたる質問がありました。かなりのボリュームがありますのでこの場での説明は省略させていただきます。後ほど内容をご確認願います。

続いて、請願に入ります。「27請願第40号 教科書採択において教育の政治的中立性を守ることを求める請願」は文教委員会で審議され不採択となっており、本会議においても

不採択となっています。また、初日の6月9日には市長の行政報告が行われ、「東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画」について報告しています。

資料の訂正をお願いします。一般質問の答弁概要の一番上、四角で囲んだ中の「平成27年第11回臨時会資料」を「平成27年第7回定例会資料」に訂正をお願いします。

○直原教育長 特になければこの件は以上にとどめます。続いて、「②道徳の学習指導要領の改正について」の説明をお願いします。

○加納指導室長 「道徳」については、平成27年3月に、改正された道徳の学習指導要領が示されています。今年度から、学習指導要領の一部または全部について先行実施することができます。本市では、本年度は従来の学習指導要領に沿って道徳教育を進めていますが、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、教科としての道徳の実施に向け準備を進めていかなければなりません。今月、文部科学省から「小学校学習指導要領解説特別の教科（道徳編）」が示されました。東京都教育委員会でも、新しい学習指導要領に即した教材の開発を始めたという情報があります。本市においても、早急に来年度の道徳の授業について考えていかなければなりません。各学校の教員が集まって各教科等の授業について研究を進める授業改善研究会の小学校道徳部会では、7月1日の研究会において、講師から特別な教科としての道徳について指導いただいたと聞いています。次年度から、本市の全小・中学校で新しい学習指導要領及び解説を先取りした教科としての道徳の授業を実施すべく、準備を進めていきます。

続いて、改正された道徳の学習指導要領と小学校学習指導要領解説、特別の教科（道徳編の特徴について）、統括指導主事から詳しく説明します。

○富永統括指導主事 道徳教育についてご説明します。「道徳教育の抜本的改善・充実」の資料をご覧ください。この資料は文部科学省から出されたもので、同省のホームページにも掲載されています。「道徳」については、今回、改善・充実が図られましたが、変わらない点もあります。小・中学校において、週1時間の実施は変わりません。小学校2年生から中学校3年生にかけては年間35時間、小学校1年生については入学当初の1週間が省かれるので34時間になります。また、発達段階を考慮して、児童一人ひとりが道徳的価値観を形成する上で必要な内容項目を取り上げています。これについても内容項目が示されています。ただし、小学校の低学年、中学年、高学年、中学校、それぞれの内容項目の数については今回の改正の中で増減はあります。

資料の「具体的なポイント」をご覧ください。特徴としては二つ目の四角で囲ったところ、「内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善」があります。それ以外にも情報モラルなどを現代的な問題として取り上げるように記載されています。三つ目の四角をご覧ください。授業のあり方にかかわってくるところです。「問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫」することが記載されています。具体的なポイントの下をご覧ください。文部科学省から「『考え、議論する』道徳科への転換により、児童生徒の道徳性を育む」という考えの一環が表れているので、今まで主に読み物教材を読んで授業を受ける形でしたが、今後は話し合ったり議論したりする道徳に変えていくことが示されています。

○直原教育長 本市においても今回の学習指導要領の改正を踏まえ、来年度から先取的な実施を目指してこれから検討していくという説明がありました。何かご質問はありますか。

○名取委員 来年度から先取りの取り組みを行うということについて伺います。現在は「読む」ことが中心になっている。それを先取りするというのは「『考え、議論する』という方向で取り組んでいく」ということですか。

○富永統括指導主事 現在、道徳については東京都や文部科学省から配布されている道徳の資料、それ以外に学校独自の副読本である読み物教材を読むということが中心になっているのは確かです。東京都及び文部科学省の資料については新しい道徳を視野に入れ、一部、考えたり話し合ったりという言語活動を入れているところではありますが、読み物が中心となっています。来年度は「議論して考える」といったものを取れ入れたいと考えています。

○加納指導室長 東京都教育委員会では「考え、議論するための教材」を開発しているという情報がありますので、その教材が手に入りましたら活用を進めていきたいと考えています。

○直原教育長 特になければこの件は以上にとどめます。続いて、「③教科書の発行者の宣伝行為等の調査について」の説明をお願いします。

○加納指導室長 文部科学省や東京都教育委員会からの通知である「平成28年度使用教科書の採択について」などにに基づき、教科書採択の公正確保に努めていますが、一部の教科書発行者により過大な宣伝行為等が行われていることが報道されています。一部の発行者が、元教員とともに都内の学校を訪問し営業活動を行うなど、過大な宣伝行為を行っているとの情報も東京都教育委員会に寄せられています。資料としてお配りしていますが、文部科学省からは平成27年6月5日付で「平成28年度使用教科書の採択の公正確保について」の通知がありました。また、東京都教育委員会では、都内における状況を把握するために、教科書発行者の宣伝行為等の調査を行いました。

本市の状況ですが、過大な宣伝行為は2件認められています。久留米中学校からの報告では、教員の自宅に大日本図書の社員が平成27年1月と5月に教科書と資料を持ってきました。教員は不在で、家族がその資料を受け取っています。教科書と資料については既に送り返しています。中央中学校からの報告では、教員の自宅に教育出版の社員が平成27年5月中旬ごろ、教科書の概要を記したプリントを持ってきました。教員は受け取りを拒否しています。そのほかの中学校では、過大な宣伝行為等が行われた事案は確認されていません。

○直原教育長 ただ今の件についてご質問はありますか。今の内容で調査に回答したということですね。

○加納指導室長 東京都からの調査については、過大な宣伝行為はこの2件を報告しています。

○名取委員 本市では、教科書会社が個人の教員宅を訪問したということですね。東京都の典型的な例とすると、先輩や元所属していた先生などを連れて行ってということも例示にありますが、本市ではそういうケースはなかったということですか。

○加納指導室長 両件とも教科書会社の職員のみでの訪問です。

○直原教育長 教科書の採択の関係については、教育委員の方々には既に説明していますが、教科書発行会社からではなく、教科書の採択に関連して運動している市民団体から教育委員への働きかけもあります。6月上旬と下旬の2回、私も含め各教育委員の自宅にその団体から文書が郵送されてきています。自宅に送ることは委員個人の私生活を脅かす行為なので、以後こうしたことはしないようにと、先日、私からその団体に申し入れを行いました。教育委員に何か意見を伝えたいということであれば、教育委員会事務局に文書を送ってもらえば委員に届けると話をしています。さらに、団体ではなく個人からも、教育委員のご自宅に文

書が届いているということが先ほど分かりました。そういう状況にあります。

○**名取委員** それに関連して一言申し上げます。私は前職で内閣府の情報公開・個人情報保護審査会の委員をしていました。これは国会同意人事で任命されています。個人情報は保護されることになっており、個人の住所も個人情報の重要な一つです。どのように教育委員の自宅の住所が分かったのでしょうか。

○**直原教育長** 教育委員の任命に際しては議会に同意を求めています。そのための議案を議会に提出するわけですが、その議案資料には委員予定者の略歴のほかに住所が記載されています。議案ですので一般に閲覧ができる状況になっています。先ほどお話ししました団体の方にも確認したのですが、それを見て知ったと話しておられました。私からは、だからと言って自宅に送るのはルール違反ではないですかと話しはしています。

○**名取委員** 議案に委員の自宅が番地まで含めて記載されているということは、情報として公開されていると言えます。ですが、自宅の住所は個人情報ですので、そこまで公開する必要があるとしたらどういう理由なのでしょう。

○**直原教育長** その点については今後調べさせていただきます。名取委員の言われるように、情報というのはいつたん出ると元に戻すことはできない、そういう性格のもので、個人情報については当然慎重な取り扱いが求められると思っています。改めるべきところがあれば改めるようにしたいと考えます。

○**名取委員** よろしくをお願いします。

○**直原教育長** ほかになければこの件については以上にとどめます。続いて、「④新教育委員会制度への移行（総合教育会議、大綱、新教育長）に関する調査の結果について」の説明をお願いします。

○**師岡教育部長** 資料をご覧ください。これは東京都が行った調査です。集計結果は最後のA3横長の用紙にまとめられていますが、東久留米市は43番目になります。設問は1番目として総合教育会議について、2番目は大綱について、3番目は教育長についてです。例えば総合教育会議については、開催状況について、東久留米市は①と回答していますが、これは既に開催したということです。番号に対する回答内容は資料に個別に出ていますので、後ほどご覧いただけます。事務局については、市長から教育委員会事務局に補助執行されたということで回答しています。大綱についてですが、策定状況については策定済と回答しています。策定方法については、新規に策定済であると回答しています。教育長についてですが、任命については、新教育長を任命したと回答しています。このように、各自治体が総合教育会議をどのように開催したか、開催を予定しているか。大綱についてはどのような対応をしているか。教育長についてはどのような対応をしているかがまとめられています。

なお、本市では新教育長を任命するに当たり、今年3月市議会において、「東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」を制定しました。この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関して規定することを目的としています。職務に専念する義務の免除について、教育長は次の各号の一つに該当する場合において、教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるとされております。一つは研修を受ける場合で、もう一つが前号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合ということです。

直原教育長が本年11月4日に、市民大学の公開講座において、市のいじめ防止に関する

講演会の講師をさせていただくことになりました。講師をさせていただくことに鑑みて、先ほど申しあげました教育委員会が認める場合というところに該当するというので、職務に専念する義務の免除をここでご承認いただければと思います。よろしくお願いします。

○直原教育長 調査結果の報告と、私自身の職務専念義務の免除の承認ということですがいかがでしょうか。

○松本委員 教育委員会の生涯学習課が所管している市民大学の講師ですから、ぜひ引き受けていただきたいと思います。

○直原教育長 ありがとうございます。

○名取委員 調査結果を見ての感想なのですが、本市の取り組みはやはりかなり早かったことを改めて確認しました。教育長をはじめ、皆様方のご尽力の結果と思います。

○直原教育長 予定していた報告事項は以上ですがほかにありますか。

○松本委員 次回に報告していただければ結構ですが、第五小学校の特別教室棟の進捗状況をお知らせください。

○直原教育長 承知しました。ほかにありますか。なければ、この後、人事案件の審議に入りますので傍聴の方は退席願います。暫時休憩します。

(休憩 午前10時36分)

(傍聴者退室)

(再開 午前10時38分)

※第7回定例会は非公開の人事案件の審議を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年7月9日

教育長 直原 裕 (自書)

署名委員 松本 誠一 (自書)